

平成30年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2号 氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

- 日程第 17 議案第 15 号 氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第 18 議案第 16 号 氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の
形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基
づく準則を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 氷川町平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第 20 議案第 18 号 氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準
等に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 33 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 22 議案第 34 号 氷川町企業立地促進条例の制定について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 29 年度氷川町一般会計補正予算（第 6 号）につい
て
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 29 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第
3 号）について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 29 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3
号）について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）について
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 29 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3
号）について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 30 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 30 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 30 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 30 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 30 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 29 号 第 2 次氷川町総合振興計画の策定について
- 日程第 34 議案第 30 号 八代生活環境事務組合理約を変更する規約について
- 日程第 35 議案第 31 号 氷川町及び八代市中学校組合理約を変更する規約につい
て
- 日程第 36 議案第 32 号 氷川町道路線認定について
- 日程第 37 議案第 35 号 氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（建築工事）請負
契約の変更について

日程第38 同意第 1号 氷川町農業委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 上田健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 陳野信次
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民環境課長 野田俊明	健康福祉課長 増永光幸
農業振興課長 前田昭雄	農地整備課長 尾村幸俊
建設下水道課長 前崎誠	総務振興課長 稲田和也
商工観光課長 平山早苗	会計管理者 橋本智明
学校教育課長 岩本博美	生涯学習課長 山本昭義
農業委員会事務局長 星田達也	代表監査委員 本田孝志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田健一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、上田俊孝君、8番、三浦賢治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田健一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 吉川議員。

○6番（吉川義雄君） 今回の会期についての決定であります。この会期は、今日のこの会議で今議長が提案されたように、議決することではじめて効力を有するものであります。

議長から提案された会期は、議会運営委員会で議論され、全会一致で決定されたと聞きました。

決定は尊重したいと思います。日程の変更を求めたいと思います。

会期の提案は、本日から15日までの9日間と提案されています。

「会期とは、法的に議会が活動できる期間である」となっています。会期のはじめに決定しなければならないということに決まっています。3月議会は、新年度の大事な予算を審議する議会であります。予算審議について、予算編成の過程についても十分な時間をかけて行うことと議員必携に書いてあります。

同時に会期日程が配布されておりますが、これまで本町の議会は、この会期日程のとおり行われているのが通例であります。例えば、明日、一般質問。9日、産業建設厚生常任委員会。12日、総務文教常任委員会。最終日、本会議・採決となっております。

今回提案されている議案は、こんなにあります。これをわずか委員会は一日でやりたいという提案であります。これでは、私は十分に議論することができないと思

います。議員必携にも会期を決定する際、その会期内における会議予定表、いわゆる日程表ですが、本会議、委員会を開く日、休会とする日などの議会予定表をつかって配布をするとなっています。この予定表は議事日程とは違うもので、会期のすべての会議予定表で「会期日程」と呼ばれており、会期のように議決の対象ではありません。「都合により変更する場合も議決はしない」と記されています。

私は、先ほど議員控室で、このことを議長に確かめたいと思って発言をいたしました。議運の委員長から「議会運営委員会で決めたことだから」ということで一蹴をされてしまいました。

私は、議案に対する質疑等の日程を変更すること、時間を増やすこと。また、一般質問の議員1人当たりの質問時間、12月の議会では60分でしたが、今回から30分というふうになっています。これでは、まさに住民の声が届きません。一般質問の日程も追加して、会期を本日から19日までに変更されるようお願いいたします。

以上です。

○議長（上田健一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 今、吉川議員より19日までの会期延長ということでありましたが。

米村議員。

○9番（米村 洋君） 吉川議員からは、異議の申し立て、異議です、質疑です。あくまでも動議ではありません。

そのへんのところを議長は、よく議会運営について進行していただきたいと思います。

○議長（上田健一君） 議会運営委員会より、この議事日程が配布してありますが、日程どおり開会していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○6番（吉川義雄君） 議長、今のは決を採ってくださいよ。議長いいですか。

○議長（上田健一君） はい。

○6番（吉川義雄君） 議員必携に「議案の提出」というのがあります。今、私は日程について異議を申しました。そのあと出したのは、提案とみなされるべきであって、なお、「議員定数が12人以下のところは、提出者は1人で賛成者は不要」というふうに議員必携にも書いてあるわけです。だから、今提案された議運のとおりいくのか、私が提案したのでいくのか、それを採決してほしいです。

○議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 採決はしないと思います。動議ではありませんから、今、質

疑の問題でありますから、議長権限で議会運営委員会の決定を遵守するかしないか、議長権限で進行していただきたいと思います。

○議長（上田健一君） 先ほども述べましたように、議会運営委員会の決定どおり会期日程で実施していきたいと思いますので。

本日より3月15日までの9日間としたいと思います。

したがって、会期は3月15日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、八代生活環境事務組合議会、平成29年第2回定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、八代広域行政事務組合議会、平成30年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成30年2月2日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成30年2月7日から、平成30年2月8日まで、長崎県長与町と佐賀県有田町において、広報調査特別委員会視察研修を実施しましたので報告します。

次に、平成30年2月14日に熊本県町村議会議長会新議員研修会が熊本市で開催され、西尾正剛君と木下厚君が出席しましたので報告します。

次に、平成30年2月16日に熊本県町村議会議長会、第68回定期総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。なお、この定期総会におきまして、全国町村議会議長会表彰状伝達、並びに熊本県町村議会議長会表彰が行われました。全国町村議会議長会表彰並びに熊本県町村議会議長会表彰で、米村洋君が在職15年で多年にわたり、地域の振興・発展に顕著な功績があったと認められ、表彰の栄に浴されましたので報告します。ここで表彰の伝達を行います。

米村洋君、演壇の前へお進みください。

○議長（上田健一君） 表彰状。

熊本県氷川町、米村洋殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。平成30年2月8日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。代読。

おめでとうございます。

(拍手)

○議長（上田健一君） 表彰状。

八代郡氷川町議会議員、米村洋殿。

貴殿は、多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成30年2月16日、熊本県町村議会議長会会長、寺本修一。代読。

おめでとうございます。

(拍手)

○議長（上田健一君） これで、表彰状の伝達を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに |

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 14 議案第 12 号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 16 号 氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 氷川町平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第 20 議案第 18 号 氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 33 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 34 号 氷川町企業立地促進条例の制定について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 29 年度氷川町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 29 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 29 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 29 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 30 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 30 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 30 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 30 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 30 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 29 号 第 2 次氷川町総合振興計画の策定について
- 日程第 34 議案第 30 号 八代生活環境事務組合同規約を変更する規約について

日程第 3 5 議案第 3 1 号 氷川町及び八代市中学校組合規約を変更する規約について

日程第 3 6 議案第 3 2 号 氷川町道路線認定について

日程第 3 7 議案第 3 5 号 氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（建築工事）請負契約の変更について

日程第 3 8 同意第 1 号 氷川町農業委員会委員の任命について

○議長（上田健一君） 日程第 4、議案第 2 号、氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例についてから、日程第 3 8、同意第 1 号、氷川町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

厳しかった寒さが和らぎまして、梅の花が満開を迎え、その名もゆかしく弥生の春を迎えております。皆様方には日々ご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は、平成 3 0 年第 2 回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議員各位には、日頃より町政運営にあたりましての格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

まずは、ただいま表彰の栄に浴されました米村議員におかれましては、永年の議員としての功績が認められての表彰であろうというふうに思います。誠にめでたうございます。今後とも、その経験と識見によりまして、氷川町の発展に向け、ご尽力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

本年度も、いよいよ押し迫りまして、年度末を迎えているところでございますが、主な平成 2 9 年度の取り組みにつきまして、総括をしたいというふうに思います。

昨年も台風 3 号、5 号、1 8 号が接近をいたしました。8 月の大雨は、時間雨量 1 0 5 ミリを記録する等、自然災害の多い年でございました。そのたびに区長様、今日お見えの民生児童委員の皆様、また消防団員の諸君が臨機応変に対応していただきまして、被害を最小限に食い止めていただきましたことに対しまして、心から敬意と感謝を表する次第でございます。

特に 7 月の台風 3 号は、いちご単棟ハウスの倒壊及び吉野梨の落下等、被害をもたらしました。農家の皆様方には一昨年熊本地震に加えて、ご苦勞の多い年であったというふうに感じております。

さて、その熊本地震の復旧・復興の事業の推進につきましては、被災家屋の解体はほぼ完了いたしました。和鹿島海岸堤防の復旧も完了したところであります。

特に氷川町独自の取り組みであります一部損壊家屋への住宅リフォーム事業につきましては、被災者支援に役立っているものと自負をいたしております。農業用施設の復旧再建につきましては、約9割の進捗状況でございます。残り1割につきましては、平成30年度へ繰り越して施工を予定いたしております。

ただ、いまだに応急仮設住宅並びに、みなし仮設住宅において避難生活を続けていらっしゃる世帯が61世帯ございます。一日も早く元の生活に戻れますよう、被災者の皆様方に寄り添ったご支援をこれからも継続して支援をしていまいりたいというふうに思いますし、既存の応急仮設住宅39戸ございますけれども、将来の活用につきましても、あわせて考慮をしていきたいというふうに考えております。

宇城氷川スマートインターチェンジのアクセス道路も全線開通から2年を経過いたします。町内外の皆様方に大いにご利用いただいているところであります。

スマートインターチェンジの通過利用実績といたしましては、1日平均1,940台が通過をいたしております。熊本地震発災時に若干減少いたしましたものの、その後は利用が伸び続けておりまして、NEXCO西日本が試算しておりました費用対効果、いわゆるビーバイシー（費用対効果）の1日平均1,200台の試算を遥かに超える利用があつているところであります。

長年の懸案でありました大野交差点の改良事業も熊本県事業として進捗をいたしております。

島崎川にかかる国道3号暗渠改修工事完了後、継続して熊本県におきまして下流部の改修工事が今施工されているところでございます。

新村地区の中塘公園整備事業につきましても、年度末までには完成をいたします。4月から供用を開始する予定であります。

合併前からの課題が、また一つ解決できたものというふうに感じております。

産業振興の分野では、農地集積加速化事業におきまして、既に法人化をいたしました「野津南」、「アグリ吉野」、「アグリ鹿島」に続きまして、本年2月1日に南鹿野地区におきまして、「肥の川南」が農事組合法人として設立をされました。今後は、農機具の共同利用によるコスト削減と、生産性の向上や耕作放棄地の解消が図られるものと期待をいたしているところであります。

また、現在、中大野地区におきましても、合意形成に向けた取り組みが進められております。

次代の農業を担う経営感覚に優れた経営体の育成を図るため、担い手確保・経営強化支援事業に取り組み、農業用施設の整備及び、農業用機械設備等の更新拡充が図られたところであります。

農業基盤整備事業におきましては、地区の排水路改修、客土事業、暗渠排水事業、

区画拡大事業が完了をし、多面的機能支払交付金事業につきましては、18地区で取り組みが進められております。あわせて、昨年6月から氷川町広域協定を組織いたしまして、一つの事業体として活動を行っているところであります。

竜北地区の排水対策につきましては、県営湛水防除事業として実施されておりますけれども、諸般の事情によりまして、計画より若干遅れているという報告を受けております。

竜北地区の地籍調査事業もいよいよ調査成果の登記の段階まで進んでまいりました。

2年目となります商工業者を対象といたしました「創業支援・事業所等整備促進事業」につきましては、店舗リフォーム及び製造機械器具の更新が行われ、既存の商工業者の経営支援につながっているものというふうに感じております。

同じく2年目となります「若手後継者等育成特別推進事業」におきまして、集団及び個別の経営計画等の経営革新指導を実施いたしております。経営力の向上に向けた支援ができたというふうに感じております。

保健福祉の分野では、特定健診事業につきましては、受診率も年々上昇をしております。人間ドック及び各種がんの検診費用助成の活用によりまして、疾病の早期発見・早期治療に役立ったものと感じております。

ふれあいいきいきサロン事業につきましては、町内全地区での実施を目指し、普及推進を図っておりますが、本年度新たに3地区で取り組みが始まり、合計で36地区で活動が行われております。

八代市、氷川町及び八代市郡医師会により、職員を派遣のうえ、八代地域在宅医療・介護連携支援センターを設置し、在宅医療・介護の連携を図る包括的支援事業の拠点施設として位置づけ、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、現在調査・検討を進めているところであります。町内に所在しております、すべての介護及び障害者福祉施設及び団体で組織します氷川町介護障害福祉関係施設連絡会を本年2月26日に設置をし、行政との連携と施設相互の情報共有及び施設の福祉サービスの向上を目指してまいります。

高齢化は年々進行すると思われまますので、認知症対策をはじめ、高齢者の皆様がいきいきと暮らせる環境づくりを町社会福祉協議会との連携を図り、地域を地域で支える福祉の環境づくりを推進しているところでございます。

教育面では、老朽化をいたしました竜北東小学校並びに、竜北西部小学校のプールの改修、年度末までには完成の予定であります。

3年目を迎えましたICT機器電子黒板、タブレット等及びICT支援員の配備につきましては、導入がすべて完了し、学習環境が充実をされ、今後の学力向上に

大いに活用されるものと期待をいたしております。

本町教育の特色であります「コミュニティスクール及び学校支援地域本部事業」の取り組みでは、地域連携によります教育現場への直接的支援によりまして、魅力ある学校づくりにつながっております。

国指定史跡であります野津古墳群、並びに大野窟古墳の保存と管理活用につきまして、検討委員会の研究協議の結果、基本計画が策定をされました。

県の重要文化財の指定を受けておりました伊藤家住宅につきましては、県文化財保護審議会から指定を解除する旨の答申がなされました。現状を勘案しての判断であるというふうに思っておりますので、今後は所有者の伊藤様と十分協議のうえ、適切な対応を図ってまいります。

小学校部活等の社会体育移行につきましては、平成30年度の完全実施のめどが立ったところであります。

屋内ゲートボール場及びクラブハウスの外装改修が完了いたしましたので、施設の長寿命化につながるものというふうに思っております。

生活環境の面では、防災防犯対策といたしまして、昨年度において氷川町地域防災計画の全面改定を行ったところでありますが、熊本地震の教訓を踏まえ、さらなる見直しを実施するとともに、15地区におきまして、地区別防災計画策定の作業を進めております。年度末までには、それぞれの地区の計画が策定完了する見込みでございます。

防災行政無線のデジタル化に向けまして、本年度は危機管理室を兼ねた防災無線室を建設いたしております。今月末竣工の予定でございます。

八代広域行政事務組合消防分署建設基本計画に基づきます鏡消防署氷川分署の建設が進んでおります。今月末竣工、4月からの供用開始をいたします。なお、同敷地内に建設をいたしておりました氷川町の防災備蓄倉庫も既に完成をしております。同様に4月から供用開始をいたします。

下水道事業につきましては、竜北地区の整備が完了しました。

行政運営の分野では、住民との協働によるまちづくりを進めるため、町政懇談会を6カ所で実施をいたしましたが、第2次氷川町総合振興計画への提言及び地域の課題等につきまして、貴重なご意見を拝聴することができました。

国が進めております地方創生関連では、本年度は地方創生加速化交付金を活用いたしまして、特産品加工センターを現在建設中であります。今月末竣工の予定でございます。

大空町との交流事業では、中学生の交流、高校生の農業体験受け入れ、社会人の交流を実施いたしました。それぞれの交流を通しまして、交流の有効なきずなを深

めていただいたものというふうに思っております。

3年目を迎えました「氷川町未来まちづくり政策研究会」では、地域連携協定を結んでおります同志社大学をはじめ、宮崎大学、その他大学と連携をいたしまして、調査・研究並びに政策提言が行われておりまして、これからも様々なテーマで調査・研究を進めていただきたいというふうに思っております。

以上、熊本地震被災者の皆様方への対応及び復旧・復興事業への取り組みを最優先としつつ、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりました。議員各位並びに町民の皆様方をはじめ、関係機関団体のご協力のもと、全職員が一丸となって職務に精励したことによりまして、相応の効果を得る行政運営ができたというふうに考えております。

以上、平成29年度の総括といたします。

続きまして、平成30年度の施政方針並びに提案理由の説明に入らせていただきます。

国の経済情勢につきましては、海外の経済が堅調な成長を続けるなか、東アジアの政治情勢の不透明感から先行きのリスクとして懸念されているものの、雇用・所得環境は大きく改善をし、全国での経済の好循環が確実に回り始めております。穏やかな景気回復基調が続いているというふうに感じております。

このような中、閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、引き続き、行政、財政運営計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、その他の経営については、各省庁の事業を総点検した結果を反映したなかで施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとされております。

また、地方創生については人材への投資等を通じた地域の生産性向上のための取り組みを推進することにより、地域が持つ魅力を最大限に引き出す戦略が求められていくなか、財政的な支援策も展開されていくことから、国の動向や予算状況など、引き続き注視していく必要がございます。

また、熊本県においては、震災からの復旧・復興には長い時間と多くの財源が必要であるとの認識に立ったうえで、復旧・復興を着実に推進していくためには、真に必要な事業への選択と集中や効率的な予算執行をふだんの取り組みとし、通常の事務事業については廃止を含めた見直しを行い、真に必要なかつ適時適切と認められるものに限って予算化をすることとされております。

このような中、本町では各種計画に基づきます行財政改革に積極的・継続的に取り組み、行政運営の効率化と財政健全化に一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、本町の平成28年度決算で見る歳入の状況は、依存財源である地

方交付税が歳入総額79億2,046万3,000円の37.9%、金額にいたしまして、30億603万9,000円を占めている一方、自主財源の柱であります町税は、わずか12%、金額にいたしまして、9億4,793万5,000円しかなく、地方交付税や各種交付金に頼らざるを得ない財政状況となっており、今後もこの依存財源主体の歳入構造が大きく変化をする要素は見当たりません。

しかも、本町は既に普通交付税の合併算定替えの段階的削減期に入っております。2年目でございます。3割が縮減となった本年度におきましては、約8,000万円の影響がございました。同水準の算定で推移した場合、平成30年度で約1億3,000万円、合併算定替えが終了いたします平成33年度には約2億7,000万円の減収となる試算であることから、財政健全化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、財政規模に応じた適正な事業選択を行う必要がございます。

このように国・県の政策や財政状況を踏まえて、平成30年度氷川町一般会計予算につきましては、大幅な歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて職員みずから創意・工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位を厳しく選択を行う一方、熊本地震からの復旧・復興をはじめ、防災行政無線デジタル化事業、小中学校エアコン設置事業、県営湛水防除事業、橋りょう長寿命化計画に基づきます改修事業など、将来に向けた町政発展の礎を築くための重要と考えられる事業につきましては、国・県の交付金等の活用を図り、必要な財源を確保するとともに徹底したコスト意識のもと、メリハリのある予算編成に心掛けたところであります。

対前年度比2.7%増の総額68億3,734万7,000円といたしました。

歳入といたしましては、町税が若干増加をし、地方交付税は減少すると見込んだところであります。財源確保のために財政調整基金からの繰り入れを行い、町債につきましては、必要最小限度の起債に抑えたところでございます。

歳出では、総務費、消防費を増額予算とし、それ以外の議会、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費を減額予算といたしました。氷川町が誕生いたしまして、13年目を迎えております。まさに新たなステージへの出発となる大切な時期を迎えているわけであります。

平成30年度は、生命・財産を守る組織体制と施設整備を主眼に、熊本地震を教訓とした災害に強いまちづくりとともに、将来の氷川町を展望した新たな視点に立ち、地方創生総合戦略、並びに第2次氷川町総合振興計画の基本理念に基づいた次の五つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様方と協働しながら安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市氷川町の創造に向け、堅実かつ積極果敢な町政の展開を図ってまいりますので、一層のご協力をよろしく

お願い申し上げます。

まず1点目に「活力と魅力のある産業の振興」を図ってまいります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業であります農業・商工業に活力と魅力がなくてはなりません。農業振興策といたしましては、県南フードバレー構想との連携を図りつつ、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

地方創生拠点整備交付金を活用して、特産品加工センターが完成をいたしましたので、まちづくり振興会によるハサップ対応の販売に主眼を置いた商品の製造及び開発を進めてまいります。

農地集積加速化事業につきましては、既に農事組合法人として設立をいたしました「野津南」「アグリ吉野」「アグリ鹿島」及び「肥の川南」の取り組みを支援するとともに協議を進めております中大野地区の合意形成を推進してまいります。

い業機械再生支援事業も継続して実施することといたしております。い業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ってまいります。

あわせまして、昨年から再生産されましたいぐさ収穫機、ハーベスタの導入支援として、いぐさ・豊表生産体制強化支援事業につきましても、継続をして実施をいたしますとともに、日本の豊文化を守るいぐさの生産に必要な機械器具の購入につきまして、国・県の財政支援策の創設を求めてまいります。

新規就農総合支援事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業及び鳥獣被害防止総合対策事業の国・県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援、園芸作物農家の施設整備支援及び鳥獣被害の防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、梨強化棚補助、かんきつ類のマルチ資材補助、とまとの病害対策、露地野菜重要病害対策、いちご品質向上対策、葉たばこ連作障害対策、牛予防ワクチン接種補助など、七つの事業を展開いたしてまいります。

また、継続事業といたしまして、経営所得安定政策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づきます農産物販売戦略強化対策、いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業、農産物輸出促進事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状況等の調査につきましては、農業委員会の機能を充実支援するとともに、機構集積支援事業及び耕作放棄地解消緊急対策事業にも積極的に取り組んでまいります。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましても、共済掛金の助成率を補助金交付要綱のとおり50%といたして実施をしてまいるところでございます。

新規の事業といたしまして、水産環境整備事業に取り組みます。覆砂等の対策に

よりまして、漁場を整備するとともに、水産基盤整備交付金事業では、アサリ・ハマグリ稚貝等の放流及び漁場の耕うん等を継続して実施をしております。

農業基盤整備促進事業といたしまして、老朽化をいたしました農業用排水路の改修、若洲排水機場の主ポンプの整備を行うとともに、氷川大堰改修事業、和鹿島海岸保全事業、国営造成施設管理体制整備促進事業を氷川町土地改良区と連携して実施をしております。

多面的機能支払交付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、18地区で取り組まれておりますが、さらなる取り組みを拡大推進をしております。

竜北地区の県営湛水防除事業につきましては、熊本県と事業の計画的な推進ができますよう、しっかりと連携を図り事業を進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、登記の段階にまいっております。なるべく早く登記の完了がいたしますよう、これからも事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

商工業振興策といたしましては、継続をして創業支援・事業所等整備促進事業を推進し、新規創業されます商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具の更新について支援を続けてまいります。

同じく継続事業といたしまして、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、「若手後継者等育成特別推進事業」を今後も進めていくところでございます。

住宅リフォーム促進事業並びに災害復旧住宅リフォーム促進事業につきましても、平成30年度も継続をして実施することとし、被災者の支援及び中小建設業者の支援と空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興を図ってまいります。

ネット通販販売拡大事業、地域支援活用等特産品開発・販路拡大事業、販売戦略商工会補助金として位置づけ雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新を支援をしております。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましても継続をして実施をし、町内における購買力の向上を目指してまいります。

企業誘致活動につきましては、誘致の加速化を図るため、従来の固定資産税の期限付き免除に加え、用地取得費、工場等建設費補助及び地元雇用奨励金を新たに創設したいというふうに考えております。

熊本地震で被災をいたしましたまちづくり酒屋、竜北公園の法面の補修を行い、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーとともに、氷川ツーリズム事業の一つの資源として位置づけ、相互に連携をとりながら、その活用を図ってまいります。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても参加者増加への工夫を行うとともに、氷川町PR用ビデオを活用し、町内外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化を目指します。

2点目に「安心して暮らせる保健・福祉のまちづくり」でございます。

「生活の安定は健康づくりから」という視点に立ち、疾病の早期発見・早期治療を促進し、町民の皆様方の健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防、健診事業及び健康相談、保健指導を更に強化・推進してまいります。

新規事業といたしまして、病児・病後児保育事業に八代北部地域医療センターを事業主体として取り組むこととし、平成30年度で施設を整備し、来年度以降の供用開始に向け尽力をしております。

昨年度設置をいたしました八代地域在宅医療・介護連携支援センターを核といたしまして、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、その具現化を図ってまいります。

国民健康保険制度の運営母体が熊本県となります。保険料の平準化が進められてまいります。被保険者の急激な費用負担とならないよう、必要な措置を考慮します。

平成30年度から平成32年度まで、3年間の事業指針となります第7期氷川町介護保険事業計画に基づきまして、介護保険サービスが低下しないよう尽力するとともに、必要な財源確保に向けました介護保険料の見直しを行います。

社会福祉協議会が実施をしております介護デイサービス事業につきましても、民間事業者との均衡を図るとともに、介護職員の資質の向上に努め、サービス内容等利用者への対応を更に充実させてまいります。

40歳、50歳、60歳を対象といたしました人間ドック受診費用、40歳から60歳までの5歳刻みの方を対象としました乳がん検診及び大腸がん検診、20歳から40歳までの5歳刻みといたしました女性を対象としました子宮がん検診等の補助につきましても継続をして、ご支援してまいります。

特定健診事業につきましても、受診率の向上と、健康管理の自己啓発を促してまいります。

少子化及び定住促進対策といたしまして、現在行っております医療費の無料化、現在中学校3年生までを無料化いたしております。その対象年齢を高校生までに適用の範囲を拡大すべく、今準備を進めているところであります。

すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業につきましても、継続をして実施いたします。インフルエンザ予防接種につきましても、65歳以上及び1歳から15歳を対象とし、助成を継続してまいります。

また、子育て世帯の母親の精神的・身体的負担を軽減するため、産前産後ホームヘルプ事業を継続して実施する予定でございます。

高齢者及び障がい者福祉対策といたしましては、ふれあいいきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障がい者住宅改造助成事業等を継続して進めてまいります。

また、障がい者自動車運転免許取得・自動車車輛改良助成事業につきましても、今後とも継続をして取り組む予定でございます。

特に、いきいきサロン事業につきましても、いつも申しておりますけれども、全地区での開催を目指しております。今36地区でございますので、残り3地区でございます。ぜひ平成30年度には開催ができますよう、それぞれの各地区区長様、あるいは、今日お見えの民生児童委員の皆様方、あるいはそれぞれの対象の皆様方に、ぜひその活動を始めていただくように、積極的に促してまいりたいというふうに思っております。

氷川町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえまして、氷川町社会福祉協議会の円滑な事業運営と必要な改革を進めるとともに、先般創設いたしました氷川町介護障害福祉関係施設連絡会を活用いたしまして、行政・民間施設との連携を図り、地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

さらに医療費の抑制と疾病予防のために、住民健診率の向上と管理栄養士を活用いたしました保健予防活動をさらに充実強化したいというふうに考えております。

3点目に「人を育む魅力ある教育の振興」でございます。

新規事業といたしまして、平成30年度から平成32年度までの3カ年計画によりまして、町内の小中学校への空調設備、エアコンを整備してまいりたいというふうに思っております。平成30年度に中学校の実施計画の策定、平成31年度に中学校の工事施工と小学校の実施計画の策定、平成32年度に小学校の工事施工を予定したいというふうに思っております。

また、同じく新規事業でございますが、中学生の英語検定受検助成事業を創設いたします。財団法人日本英語検定協会が実施いたします実用英語技能検定費用の一部を助成し、英語に対します学習意欲の向上を図ってまいります。

小中学校に導入が完了いたしましたICT機器及びICT支援員2名体制で、学習支援を行うことで、学力の向上を図ってまいります。

継続して、県費教職員の指導主事として本町に配置をいただいております。教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への助言・指導とともに、本町教育の特色でありますコミュニティスクールの取り組みを更に推進してまいります。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援

事業及び地域ぐるみで学校を運営を支援いたします学校支援地域本部事業も継続して取り組むことといたしております。

特に要支援児童、生徒支援員につきましては、本年度も11名体制で支援をまいります。

学校給食における地元食材の活用を図るための助成を行うとともに、必要な備品の更新を行うとともに、学校施設の修理、教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいります。

小学校の部活動の社会体育移行につきましては、準備が整っております。本年4月から運用されますけれども、やはり制度が変わるわけございまして、混乱が生じないように、学校現場でのその支援も私どもできるかぎりの支援を図ってまいりたいというふうに思っております。

幼児期における質の高い保育・教育を支援するための子ども・子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画を策定いたしておりますので、その計画に基づく事業を実行し、すべての子どもと子育て家庭が安心・安全、健康に暮らせる町を目指してまいります。

八火図書館も多くの町民の皆様方にご利用いただいておりますが、今後も蔵書数を増やすとともに、本施設を中核として学校図書館との連携を図りながら、積極的に図書活動を実施してまいります。

国指定であります野津古墳群及び大野窟古墳の保存活用方針が決まりました。報告書が提出をされましたので、その具現化を目指してまいります。

あわせて、熊本地震で被災をいたしました大野窟古墳、墳丘の航空レーザー測量を実施し、復旧へ向けた修復工法の検討及び基本計画の策定を行ってまいります。

氷川町体育協会並びに総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」の組織の強化と会員の拡大を目指して相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行います。

4点目は「魅力ある暮らしやすいまちづくり」を進めてまいります。

地球環境への負荷低減による自然と共生するまちづくりを目指しまして、太陽光発電施設等の費用助成を行うとともに、合併浄化槽設置事業につきましても継続して取り組んでまいります。

生ごみ減量化を目指した電気式生ごみ処理機購入助成事業は、なかなか利用が進んでおりませんが、今後も継続をして実施し、町民の皆様方の意識の醸成と具体的な啓発活動によりまして、このごみの減量化を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指しまして、海

岸漂着物及び漂流海底ごみの回収処理事業を実施いたします。八代市環境センターが本年7月より試運転を開始し、10月から本格稼働することとなっております。

それに伴いまして、八代生活環境事務組合の定款変更へ向けた同文議決を本定例会に提案いたしております。なお、八代環境センターにおきます氷川町のごみ広域処理につきましては、現在氷川町、八代市、八代生活環境事務組合に環境省及び熊本県を含めた八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会におきまして、今後も継続して協議を重ねてまいります。

防災防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて、一部見直しました氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、新たに平成30年度10地区におきまして、地区防災計画策定を行ってまいります。来年度10地区で完成をいたしますと、すべての39地区の地域防災計画が策定が完了することになります。

2年目を迎えております防災行政無線デジタル化事業につきましては、平成30年度で屋外放送施設等の整備を進めるとともに、既に整備をいたしました防災備蓄倉庫における防災対応資機材及び食料等の備蓄を計画的に進めてまいります。

八代広域行政事務組合鏡消防署氷川分署が本年4月より供用開始されますので消防団及び自主防災組織との連携を図るとともに、氷川分署の円滑な運営ができますよう、私ども行政でできることは、しっかりとご支援をしてまいりたいというふうに考えております。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制を確立したいと、そして機能的な組織づくりを図ってまいります。現在でもそれぞれの組織・機関の皆様が防犯パトロール等にもご協力をいただいております。そういったことも含めまして、全体の地域での防災対策、組織づくりというものを更に進めてまいりたいというふうに考えております。

特に消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに、消防活動資機材及び施設整備を行い、活動環境の充実と改善を図ってまいります。

下水道事業につきましては、竜北地区の整備が完了いたしました。今後は各家庭への普及率の向上を図ってまいります。

あわせて、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に向けまして、今、少しずつ前に進んでおります。さらに関係機関と協議を進め、早い時期に編入ができるよう、その計画を早く策定をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

新規事業といたしまして、氷川町下水道ストックマネジメント計画基礎調査に着手いたします。下水道施設の点検・調査を進めるところでございます。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と各地

区からの要望との整合性を図りつつ、社会資本整備総合交付金等の国・県の事業を積極的に活用し、優先順位をつけて整備を行うこととしております。

また、大野交差点の改良及び本山地区の県道改良につきましては、熊本県が現在実施主体となって実施をされておりますが、その事業が計画的に進みますよう町も積極的にご支援をしてみたいというふうと考えております。

町が管理をしております既設の橋りょうにつきましては、橋りょうの長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけて改良工事を行います。

町内の住宅建築物の安全性の確保と、耐久性の向上を図るための住宅建築物耐震改修促進計画に基づき、個別住宅耐震診断事業及びアスベスト調査分析事業を継続して取り組むことといたしております。

また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化をいたしております町営住宅の整備についてもその具現化を目指します。

定住促進施策の一環として、継続事業といたしまして、空き家バンクに登録をいたしました空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、下水道職員住宅がございます。その住宅を移住体験住宅としてリフォームをいたしまして、移住希望者の体験宿泊や空き家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受け入れを行う移住定住促進プロジェクト事業の充実を図ってまいります。

5点目に「住民自治を支える行政運営の推進」であります。

行政運営には、必要性・計画性・実効性・継続性・創造性が重要というふうと考えております。第2次氷川町総合振興計画でお示しをいたしましたまちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには財源が必要になります。創意工夫による財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

町の行政のすべての事務事業の評価を行いました。評価結果を精査し、今後の効率的な行政運営と適正な人事管理の構築に活用してまいります。

住民主役のまちづくりを進めていくうえでは、町民の皆様との対話と協調が重要であります。来年度も町政懇談会を創意工夫して実施をするとともに、情報を共有する必要がございますので、できるかぎりの情報提供に努めてまいります。

堅実な行財政運営を行うためにも、行政改革プランの進捗状況を確認をし、暫時必要な見直しを図りつつ、その計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、暫時検証を行い、さらなる改革を進めてまいります。

さらに効率の良い機能的な行政組織とするためには、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設管理と効率的な運用に努めるとともに、その原動力であります役場機構の改革と職員の能力開発に尽力をしてみたいと思います。

友好町であります大空町との友好関係も大切にしていまいりたいというふうを考えております。人事交流及び物産の相互交流を活発にし、友好のきずなをさらに深めてまいります。

氷川町未来まちづくり政策研究会では、地域連携協定を結んでおります同志社大学をはじめ、その他大学との連携をさらに強固にし、調査・研究及び政策提言につきましても、これからも様々な提言をいただきますように期待を寄せているところであります。

以上、五つのまちづくり戦略及び平成30年度の運用方針を基本方針といたしまして、熊本地震からの復旧・復興を最優先におきつつ、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市氷川町、その創造に向けまして職員と共に全身全霊を傾注して緊張感をもって取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正、その他24件、平成29年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、平成30年度一般会計及び特別会計予算5件、同意1件でございます。

議案第2号は、関係法令の一部改正に伴い、氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号から議案第5号は、人事院勧告に基づく職員給与改定、特別職期末手当の支給率の改定及び新たな委員の報酬等を規定するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号及び議案第7号は、児童医療費助成の助成対象年齢を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号から議案第12号は、関係法律並びに基準等の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、新たに整備した新村中塘公園を追加するため、氷川町公園条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、奨学金の資格要件の緩和及び奨学金の額を増額するため、氷川町奨学金貸与条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、宅地開発事業に係る借入金の償還が完了したため、氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止するものでございます。

議案第16号は、関係法令の一部改正に伴い、氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止するものでございます。

議案第17号は、熊本地震復興基金交付金の交付に伴い、基金を設置し、運用を

図るため、氷川町平成28年熊本地震復興基金条例を制定するものでございます。

議案第18号は、関係法律の施行に伴い、氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定するものであります。

議案第19号から議案第23号までは、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算でございまして一般会計及び特別会計とも、それぞれに過不足が生じておりますので補正するものであります。

議案第24号は、平成30年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比2.7%増の68億3,734万7,000円とするものでございます。

議案第25号は、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比17.3%減の20億961万2,000円とするものであります。

議案第26号は、平成30年度氷川町介護保険特別会計予算でございまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比4.7%増の15億9,205万7,000円とするものであります。

議案第27号は、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比1.8%増の1億6,196万6,000円とするものであります。

議案第28号は、平成30年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比5.8%増の4億8,873万1,000円とするものであります。

議案第29号は、第2次氷川町総合振興計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号は、八代生活環境事務組合理約を変更する規約について、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、氷川町及び八代市中学校組合理約を変更する規約について、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、氷川町道路線認定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、関係法令の施行及び保険者が熊本県へ移行することに伴い、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、企業立地を促進すべく、奨励措置の対象を拡大するのに伴い、氷川町企業立地促進条例を制定するものであります。

議案第35号は、氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事、建築工事請負契約の変

更について、議会の議決を求めるものであります。

同意第1号は、氷川町農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、副町長、教育長及び識見による監査委員の任期が、今月末日で満了をいたします。その人事案件につきましては、議会最終日に追加提案させていただきますので、ご了解のうえ、その際には同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成30年度施政方針並びに提案理由の説明をいたしました。具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。施政方針、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田健一君） ただいま、町長の施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。ここで11時15分まで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第2号から順次、詳細説明を求めます。

総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、私のほうから、まず、議案第2号から5号までをご説明させていただきます。

議案第2号をお願いいたします。

氷川町個人情報保護条例及び氷川町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要があるためでございます。

改正の概要は、平成28年5月27日に改正されました法律が、平成29年5月30日に施行されたことに伴いまして、個人情報の明確化と要配慮個人情報の取り扱いを規定化するものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきます。

第2条第1項第1号で、個人情報を定義しておりますが、現行におきましては、「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等」と規定しているものを

「記述等」の次に括弧書きで「(文書、図画若しくは電磁的記録)」を加え、個人識別符号として明確化することとさせていただきます。

また、第4号で新たに要配慮個人情報として、本人の人種、心情、社会的身分、病歴などの特に配慮を要するものとして追加するものとさせていただきます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号をお願いいたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものとさせていただきます。

提案の理由は、平成29年人事院勧告に基づく給与改定を行うため、関係条例の規定を整備する必要があるためとさせていただきます。国家公務員の給与に対する平成29年人事院の給与勧告は、民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を平均改定率0.2%引き上げ、勤勉手当を0.1月分引き上げるというものでございました。本町におきましては、これまでも地方公務員法にのっとり、国に準じた給与体系を維持しており、今年度も国に準じた改定内容により条例を改正することとしております。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、平成29年度分の給与に適用させるもので、一般職職員の勤勉手当の支給率を100分の10引き上げ、再任用職員にあっては100分の5引き上げるものとさせていただきます。給料表は、1級の1,000円から6級の100円の間で引き上げるものとさせていただきます。

5ページの第2条は、平成30年4月1日施行するもので、第1条で引き上げた勤勉手当の支給率100分の10及び100分5を6月及び12月の勤勉手当に振り分けるため、それぞれ半減するものとさせていただきます。

第3条及び第4条は、任期付職員に関する条例の一部改正で、期末手当の支給率を平成29年度分に適用させる第3条で100分の10引き上げ、平成30年4月1日に施行する第4条で6月及び12月に振り分けるため半減するものとさせていただきます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号をお願いいたします。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものとさせていただきます。

提案理由は、平成29年人事院勧告に伴い、期末手当の支給率を引き上げるため、条例の一部を改正する必要があるためとさせていただきます。

一般職の給与引き上げに伴いまして、特別職の期末手当の支給率を0.1月分引き上げるものです。一般職と同じように第1条は、平成29年度分に適用し、第2条は、平成30年4月1日施行で、第1条で引き上げた100分の10を6月及び12月の支給に振り分けるものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号をお願いいたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由は、平成29年人事院勧告による一般職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給率の引き上げに伴い、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、氷川町認知症総合支援事業に係る支援チームの専門医及び地域おこし協力隊員を新たに追加するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

第1条は、特別職の期末手当の支給率の引き上げに伴い、議会議員の期末手当の支給率を100分の10引き上げて、平成29年度分に適用するものでございます。

第2条は、平成30年4月1日施行で、第1条で引き上げました100分の10を6月及び12月の支給に振り分けるものでございます。

第3条は、新たに委員を追加するもので、認知症初期集中支援チーム専門医につきましては、平成30年度から全市町村に設置が義務づけられているため、また地域おこし協力隊は、定住及び特産品の加工開発や地域の活性化を促進するための担い手を受け入れるために設置するものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第6号から議案第12号までを続けて、ご説明させていただきます。

まず、議案第6号、氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、子育て世代の医療費の負担軽減が図れるよう、氷川町児童医療費助成の助成対象者の年齢を引き上げるため、条例の一部を改正する必要があるためです。

1枚ページをおめくりください。

主な改正の内容としましては、題名を「氷川町こども医療費助成に関する条例」に改め、第1条ほか条項中の「児童」を「こども」に改め、第2条の定義において助成対象年齢を「15歳」から「18歳」に引き上げるものです。

なお、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、氷川町児童医療費助成に関する条例の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためです。

1枚ページをおめくりください。

改正の内容といたしましては、議案第6号で提案いたしました題名改正に伴い、別表第1、第2において「児童医療費」を「こども医療費」に改めるものです。

なお、附則中、括弧書きにある平成30年氷川町条例第●（黒丸）号については、議案第6号における先行条例の成立が前提条件のため、●（黒丸）号と表記しているところです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要があるためでございます。

1枚ページをおめくりください。

改正の内容といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律について、第55条の2が追加されたことにより、現行では国民健康保険住所地特例者で、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合、いわゆる従前住所地広域連合と異なる後期高齢者医療広域連合、いわゆる現住所地広域連合の区域内に住所を有する者が、75歳に達した場合は、現住所地広域連合の被保険者となるところですが、平成30年4月1日以降は、従前住所地広域連合の被保険者となるものです。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

次に、議案第 9 号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

1 ページおめくりください。

改正の内容といたしましては、介護保険法第 1 1 7 条で定められた介護保険事業計画に基づく新たな 3 年間の第 1 号被保険者の所得段階における保険料率と、低所得者の保険料軽減について、介護保険法及び同法施行令の一部改正により改めるものです。

最終ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正後案の第 5 条第 1 項第 5 号、令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者が保険料率基準額となり、年間 8 万 4, 0 0 0 円、月額 7, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

次に、議案第 1 0 号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、厚生労働省令が定める基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

主な改正の内容といたしましては、共生型地域密着型サービスに関する基準の制定と、対象施設等に介護医療院を追加、さらに施設における身体的拘束等の適正化を明確化したものでございます。

以上で、議案第 1 0 号の説明を終わります。

次に、議案第 1 1 号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、厚生労働省令が定める基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

主な改正内容といたしましては、対象施設等に介護医療院の追加、また施設にお

ける身体的拘束等の適正化を明確化したものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

1ページおめくりください。

熊本県内市町村統一の改正となる主な内容といたしましては、葬祭費の支給金額を2万円と改め、児童養護施設入所児童等で扶養義務者のいない場合には、被保険者資格の適用除外規定を設けるというものでございます。

附則により、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 議案第13号、氷川町公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

氷川町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、氷川町が管理する公園に新たに整備した新村中塘公園を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、議案第14号、氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、奨学金の貸与を受けることができる者の資格要件の緩和及び奨学金の額を変更し、奨学金の利便性を図るため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項につきまして、現行では「保護者が氷川町に居住し」となっておりますが、保護者の必要のない成年である者が、奨学金の貸与を受けられる場合が

ございますので、「本人または保護者が氷川町に居住し」と改め、同条第2項の氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校、または氷川町立竜北中学校の出身者であるものを県立中学、私立中学に通学する子どもたちが貸与できるように削ります。

また、第5条第1項第1号中「12万円」を「18万円」に、同項第2号中「30万円」を「36万円」に改め、第7条第1項中「返済期間が貸与を受けた年数以内」となっておりましたところを「貸し付けた年数の2倍の期間内」に改めるものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございますが、施行日前に貸与した奨学金につきましては、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第14号の説明を終わります

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第15号、氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止する条例につきまして、ご説明いたします。

氷川町宅地開発事業特別会計条例を廃止する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、宅地開発事業にかかる借入金の償還が平成29年度をもって完了し、特別会計での事業実施の必要がなくなったため、条例を廃止するものです。

附則で、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 商工観光課長、平山早苗君。

○商工観光課長（平山早苗君） それでは、議案第16号について、ご説明いたします。

氷川町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、現在の条例が工場立地法の規定により公表されている準則にかえて、緑地及び環境施設の面積割合を独自に定めた条例で、吉野地区の高塚団地が対象区域となっておりました。昨年企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正が行われ、緑地率等の特例措置を受ける要件に該当する区域がなくなったため、条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第17号、氷川町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について、ご説明いたします。

氷川町平成28年熊本地震復興基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、熊本県からの熊本地震復興基金交付金の交付に伴い、基金を設置し運用するため、新たに条例を制定する必要があるためでございます。

以上で、議案第17号についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） まず、議案をご説明いたします前に、議案書の題名の修正と、それに関しましてお詫びを申し上げます。

まず、修正をお願いいたしますのは、議案第18号の題名でございます。題名の修正を議場でお願いたしますことを深くお詫び申し上げます。

題名の修正につきましては、「氷川町指定居宅支援等の事業の人員及び運営」の次に、「運営の基準等」と加入いただきますようお願いいたします。「運営の基準等に関する条例の制定」という題名でご説明をさしあげたいと思います。

議場での修正になりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

それでは、改めまして、議案第18号と議案第33号について、説明をいたします。

まず、議案第18号、氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

氷川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、新たに条例を制定する必要があるためでございます。

1枚ページをおめくりください。

複数ページにわたっておりますが、内容といたしましては、居宅介護支援事業者の指定等の事務は、熊本県が行っていたところですが、平成30年4月1日以降、市町村が実施することとなっております、これに伴い条例で新たに基準を定めたものです。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び保険者に熊本県が加わり、安定的な国民健康保険事業を運営するため、国民健康保険税率等を改正する必要があるためでございます。

主な改正の内容といたしまして、5点、1点目、国民健康保険事業費納付金の導入に伴う改正が行われております。

2点目、保険税課税における所得割税率、被保険者均等割額、世代別平等割額の変更。

3点目、資産割の廃止と、介護納付金課税額における被保険者均等割額の配置による保険税算定方式の変更を行っております。

新旧対照表で申しますと、新の第3条、第4条において、所得割6.4%を7%に引き上げ、同じく資産割について算定方式から削除するものです。

また、均等割におきまして、現行「2万700円」を「3万300円」に、平等割を現行「2万6,100円」を「2万2,400円」にするものでございます。

新の5条のほうで、後期高齢者支援金分の税率等を定めているところですが、こちらにおきましても、所得割「1.8%」を「2.1%」、資産割を削除、均等割を「6,500円」から「8,800円」、平等割を「6,200円」から「6,500円」に改めるものです。

さらに介護納付金分、新の7条になりますが、所得割「1.4%」を「1.7%」、資産割を削除し、均等割を「7,100円」から「1万3,300円」、平等割5,200円を削除するものでございます。

続きまして、4点目、基礎課税額の賦課限度額現行「54万円」を「58万円」に変更。

5点目、保険税軽減判定所得基準において、5割軽減、現行「27万円」を「27万5,000円」、2割軽減、現行「49万円」を「50万円」にそれぞれ変更し、軽減の対象者を広げるものでございます。

以上で、議案第18号と議案第33号の条例についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 商工観光課長、平山早苗君。

○商工観光課長（平山早苗君） それでは、議案第34号、氷川町企業立地促進条例の制定について、ご説明いたします。

氷川町企業立地促進条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、本町における企業の誘致及び立地の促進を図るために条例を制定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、内容のほうをご説明いたします。

まず、第1条です。本条例は、町内における企業の誘致及び立地を促進するために町内に工場等を新設または増設するものに対し、奨励措置を行い、本町産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としております。

第2条ですけれども、この条例における用語の定義でございます。

「工場等」とは、主に製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業の事業に供する施設としております。

第3条は、工場等の指定で、この条例を適用する工場等の要件は、投下固定資産総額が1,000万円を超え、かつ新規雇用者があり、そのうち町内在住者が30%以上であることと規定しております。

次のページをお開きください。

4条から8条で、省令措置及び、その内容について規定しております。

まず固定資産税奨励金は、創業開始後、最初に固定資産が賦課される年度の翌年度から3年間交付するものです。用地取得補助金は、取得額の20%を5,000万円を限度として交付するものです。

工場等建設補助金は、施設整備にかかる投下固定資産総額の10%を5,000万円を限度に交付するものです。

雇用奨励金は、町内在住の新規雇用者1人当たり30万円を600万円を限度に交付するものです。

次のページです。

附則としまして、この条例の施行日は、平成30年4月1日から施行いたします。

また、固定資産税の奨励措置について定めている氷川町事業所設置奨励条例は廃止することといたします。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第19号、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

平成29年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,418万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,271万4,000円とする補正予算でございます。

6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正で追加でございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業937万円、強い農業づくり交付金事業1億5,732万円につきましては、熊本地震の影響により、資材調達の遅れにより、年度内での事業完了ができないため繰り越すものでございます。団体営農業農村整備事業1億1,102万8,000円は、次年度以降の事業について前倒し予算となり、年度内竣工が困難となったため繰り越すものです。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、氷川町長寿命化橋りょう点検事業100万円は、交付金事業の繰越配分に伴い、予算残を繰り越すものでございます。町道氷川中南線道路改良事業600万円、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業300万円、栄久橋3号橋りょう改築事業488万円、竹の下橋橋りょう改築事業200万円、葉山橋橋りょう改築事業432万円につきましては、関係者などとの協議により時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

15項、河川費の準用河川御講田川河川改修事業99万8,000円、島崎川河川改修事業140万円につきましても、関係者との協議などにより時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

25項、住宅費の有佐駅前団地漏水調査事業120万円は、現地の状況により、調査の時間を要するとの判断から、年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表、地方債補正でございます。総務債を2億6,395万9,000円に、農林水産業債を1億3,940万円に、土木債を1億8,620万円に、消防債を2億1,160万円に、教育債を1億3,140万円に、災害復旧債を1,760万円に限度額を補正するものでございます。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

減額につきましては、実績などによる執行残が主な理由でございますので、説明は省略させていただきます。

31ページをご覧ください。

93目、平成28年熊本地震復興基金費、25節、積立金の5,404万7,000円は、県補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金創意工夫分の交付を受けて、新たに制定する氷川町平成28年熊本地震復興基金に積み立てるものです。

36ページをご覧ください。

5目、社会福祉総務費、23節、償還金利子及び割引料1,105万4,000円は、臨時福祉給付金事業費及び事務費、災害弔慰金等負担金を平成28年度実績に

より返還するための計上でございます。

41ページをご覧ください。

5目、災害救助費、23節、償還金利子及び割引料の1,677万4,000円につきましても、平成28年度の実績に基づき、災害救助費負担金を返還するためのものがございます。

47ページをご覧ください。

25目、農地費、13節、委託料478万円及び15節、工事請負費1億624万8,000円は、団体営農業農村整備事業で、県の事業費増額により排水路改修の測量設計業務委託料と工事費を計上いたしております。

19節、負担金補助及び交付金の県営事業負担金334万5,000円の減額ですが、竜北地区湛水防除事業費が国の補正予算により追加され、負担金を計上しておりますが、ほかの事業の減額により相殺しての補正額となっております。

52ページをご覧ください。

15目、道路新設改良費、13節、委託料の町道氷川中南線用地測量業務委託料350万円と53ページです。町道北川反甫北鹿野線道路改良用地測量業務委託料300万円の計上につきましては、15節、工事請負費の町道氷川中南線道路改良工事の350万円及び、次の54ページ、17節、公有財産購入費の町道氷川中南線道路用地購入費300万円から予算を組み替えております。防災安全社会資本整備交付金の決定がなされており、事業の進捗状況により組み替えるものです。

20目、橋りょう新設改良費、15節、工事請負費につきましては、3工事につき設計内容の再検討により工事費の見直しを行ったものがございます。

次に、歳入の主なものについて、ご説明いたします。17ページをご覧ください。

5目、総務費県補助金、5節、総務費補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金は、歳出でご説明いたしました創意工夫分の交付と、その他の事業で実績に応じた減額している分を相殺しての計上でございます。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の農業農村整備推進交付金1,635万3,000円は、団体営農業農村整備事業の県補助金で、その下の5,451万4,000円は、国の負担分を県補助金として交付されるものがございます。

20ページをご覧ください。

5目、5節、財産調整基金繰入金につきましては、交付税や、その他歳入の増額などがあり、7,000万円減額するものです。

21ページをご覧ください。

5目、5節、雑入の主なものは、市町村振興協会交付金の決定に伴い2,914

万9,000円の計上でございます。

69ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号についての説明を終わります。

○議長（上田健一君）　ここで、今、議案第19号まで説明が終わりましたが、ここで休憩に入りたいと思います。

午後1時5分より再開します。

-----○-----

休憩　午後0時10分

再開　午後1時05分

-----○-----

○議長（上田健一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君）　それでは、議案第20号から議案第22号までをご説明いたします。

まず、議案第20号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,335万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,921万9,000円とするものです。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

減額につきましては、実績見込みなどによる執行残が主な理由ですので、説明は省略させていただきます。

14ページをお開きください。

10目、退職被保険者等療養給付費、19節、負担金補助及び交付金の250万円は、診療報酬において実績見込みから増額補正するものです。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。戻りまして、7ページをお開きください。

5目、一般被保険者国民健康保険税、5節、医療給付費現年課税分で3,300万円を減額するもので、主に被保険者数の減少等による見込みの減額です。

8ページをお開きください。

5目、療養給付費、療養給付費等負担金、5節、現年分で4,985万1,000円を減額するもので、負担金の変更交付申請による減額です。

9ページをご覧ください。

5目、財政調整交付金、10節、普通調整交付金で3,040万5,000円を減額するもので、交付金の減額交付によるものです。

10ページをお開きください。

5目、共同事業交付金、5節、高額医療費共同事業交付金で1,498万8,000円を減額するもので、交付金の交付額確定による減額です。

11ページをご覧ください。

10目、5節、保険財政共同安定化事業交付金で2,647万3,000円を減額するもので、交付金の交付額確定による減額です。

12ページをお開きください。

10目、5節、その他繰越金で、8,358万5,000円を増額するものです。

20ページの給与費明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第20号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を終わります。

引き続き、議案第21号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,407万5,000円とするものです。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

減額につきましては、実績見込みなどによる執行残が主な理由ですので、説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。

5目、介護サービス等諸費、19節、負担金補助及び交付金で、実績見込みにより居宅サービス給付費を6,970万6,000円増額するものです。

次に、歳入をご説明いたします。戻りまして、6ページをお開きください。

5目、介護給付費負担金、5節、現年度分で交付確定により1,186万円を増額するものです。

これで、議案第21号、平成29年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第22号、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ855万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,120万3,000円とするものです。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

10ページをお開きください。

5目、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金で、保険料収納見込額の減額と負担金額確定に伴い、865万2,000円を減額するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。7ページをお開きください。

5目、特別徴収保険料、5節、現年度分で実績による見込みから539万6,000円を減額するものです。

8ページをお開きください。

10目、5節、保険基盤安定繰入金で負担金額確定に伴い149万6,000円を減額するものです。

これで、議案第22号、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第23号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,512万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,341万4,000円とする補正でございます。

減額の主な理由としましては、下水道特別会計の収支決算の確定見込みと、執行残によります減額補正であります。

歳出からご説明いたします。8ページをご覧ください。

5目、総務管理費、2節、給与から3節、職員手当等は、人事異動による減額459万円であります。13節の委託料273万8,000円は、業務発注による執行残額を減額するものです。

10ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金は、流域下水道維持管理負担金の実績水量に伴う執行残額143万4,000円を減額するものです。

11ページをご覧ください。

個別排水処理事業費の需用費で70万円修繕料を追加しますが、これは合併浄化槽の老朽化に伴い水位が低下するため、修繕料を追加するものです。

続いて、歳入の説明に入ります。7ページをご覧ください。

5目、5節、分担金は実績により115万1,000円を増額するものです。5目、5節、一般会計繰入金につきましては、収支決算の見込みにより1,638万7,000円を減額するものです。

10目、5節、消費税還付金については、実績に伴い616万1,000円を増額するものです。5目、5節、下水道債につきましては、収支決算の見込みにより700万円を減額するものです。

以上で、議案第23号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第24号、平成30年度氷川町一般会計予算について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億3,734万7,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為でございます。一般健診業務委託（人間ドック分）、期間、平成31年度、限度額1,010万円。標準宅地時点修正鑑定評価業務委託及び土地（宅地）評価業務委託、期間が平成31年度から32年度まで、限度額437万8,000円及び412万7,000円。中小企業利子補給、期間、平成31年度から平成34年度まで、限度額200万円でございます。

8ページをご覧ください。

第3表、地方債でございます。各起債の限度額です。総務債3億4,380万円、農林水産業債4,870万円、商工債1,500万円、土木債1億6,880万円、消防債5億6,550万円、教育債790万円です。

次に、歳入をご説明いたします。9ページの事項別明細書をご覧ください。

歳入合計は、68億3,734万7,000円で、前年比1億8,005万円の増額でございます。

主なものとしたしましては、5款、町税9億2,562万3,000円を計上いたしております。前年比958万1,000円の増額を見込んでおります。

45款、地方交付税26億4,000万円、前年比5,000万円の減額です。

65款、国庫支出金4億8,637万5,000円、前年比1億2,945万4,000円の減額です。

70款、県支出金5億2,249万7,000円、前年比1億8,897万円の減額です。

99款、町債11億4,970万円、前年比5億730万円の増額であります。

続きまして、歳出でございますが、新規事業を中心に説明させていただきます。

43ページをご覧ください。

10目、財産管理費、13節、委託料で氷川町役場駐車場整備工事監理業務委託料450万円を計上いたしております。

役場庁舎の増築により、駐車場スペースが減少及び周辺公共施設の駐車場不足を改善するための工事でございます。

次の44ページの15節、工事請負費に1億5,000万円を計上いたしております。役場駐車場の工事とあわせて、役場西側に整備しております多目的駐車場の舗装工事を行うものでございます。

13目、振興局費、1節、報酬の地域おこし協力隊199万2,000円は、平成30年10月から2名採用し、移住定住支援コーディネーターと特産品の開発、販売促進活動に従事していただくための報酬でございます。

45ページです。11節、需用費の移住体験住宅修繕料824万5,000円は、移住定住を促進するため、氷川町での暮らしを体験するための住宅で楯にありす下水道住宅2棟を利用し、改修するものです。

47ページの17節、公有財産購入費1,026万9,000円は、今まで借地となっておりました下宮はまどん公園の土地購入費でございます。

71ページをご覧ください。

5目、児童福祉総務費、19節、負担金補助及び交付金の病児・病後児保育施設

整備事業費補助金3,344万4,000円は、平成31年度の病児保育事業実施に向けて施設整備を行うもので、設置主体へ補助金として交付するものです。

101ページをご覧ください。

20目、竜北公園費、15節、工事請負費2,000万円は、竜北公園内の農村広場、北東側法面が地震と豪雨により崩壊しているため、復旧工事を行うものです。

103ページから10目、道路維持修繕費、8路線の工事請負費を含めた3,757万3,000円を計上いたしております。

105ページからの15目、道路新設改良費は、9路線の工事請負費を含む1億1,328万8,000円を計上いたしております。

108ページです。10目、河川改修費は、4水路の改修工事を含んだ7,450万円を計上いたしております。

114ページをご覧ください。

25目、災害対策費、13節、委託料ですが、防災行政無線デジタル化更新整備事業を平成29年度から進めており、30年度は役場親局の設置、宮原振興局及び八代広域消防に遠隔制御装置設置などの工事を予定し、管理業務委託料610万円と、15節、工事請負費5億5,800万円を計上いたしております。

125ページをご覧ください。

5目、学校管理費、13節、委託料に空調設備整備工事実施設計業務委託料433万2,000円を計上いたしております。

141ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第25号から議案第27号まで続けて、ご説明させていただきます。

まず、議案第25号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億961万2,000円とするものです。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為にて特定健診、人間ドック分業務委託に関して、平成31

年度に限度額218万円を計上いたしております。

次に、歳入をご説明いたします。6ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。

歳入合計は、20億961万2,000円、前年度24億2,986万2,000円で、前年比4億2,025万円の減額です。

歳入の主なものといたしましては、5款、国民健康保険税3億6,251万6,000円、前年比3,842万5,000円の減額です。

25款、県支出金14億5,997万円、前年比13億3,860万1,000円の増額です。

40款、繰入金1億6,339万3,000円、前年比4,236万1,000円の減額です。

45款、繰越金2,000万円、前年比955万1,000円の減額です。

国庫支出金以下、4款につきましては、制度改正に伴う廃款による減額となります。

次に、歳出をご説明いたします。7ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、総括、歳出をご覧ください。

歳出合計は、20億961万2,000円、前年度24億2,986万2,000円で、前年比4億2,025万円の減額です。

歳出の主なものといたしましては、10款、保険給付費14億5,634万円、前年比1,674万6,000円の増額です。

23款、国民健康保険事業費納付金5億785万4,000円、これは制度改正による新設の款でございます。

25款、共同事業拠出金1,000円、制度改正による廃目があり、前年比5億8,913万6,000円の減額です。

後期高齢者支援金等、以下4款につきましては、こちらも制度改正に伴う廃款による減額となっております。

31ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで議案第25号、平成30年度氷川町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第26号、平成30年度氷川町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,205万7,000円とするものです。

次に、歳入をご説明いたします。

4ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。

歳入合計は、15億9,205万7,000円、前年度15億2,109万7,000円で、前年比7,096万円の増額です。

歳入の主なものといたしましては、5款、保険料、2億8,680万9,000円、前年比1,196万3,000円の増額です。

15款、国庫支出金4億1,577万7,000円、前年比2,234万6,000円の増額です。

20款、支払基金交付金4億2,947万8,000円、前年比2,071万9,000円の増額です。

25款、県支出金2億2,111万1,000円、前年比1,014万1,000円の増額です。

40款、繰入金2億3,561万円、前年比560万円の増額です。

次に、歳出をご説明いたします。5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、総括、歳出をご覧ください。

歳出合計は、15億9,205万7,000円、前年度15億2,109万7,000円で、前年比7,096万円の増額です。

歳出の主なものとしましては、10款、保険給付費14億8,953万2,000円、前年比8,223万7,000円の増額です。

17款、地域支援事業費7,905万円、前年比949万3,000円の減額です。

24ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで議案第26号、平成30年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第27号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,196万6,000円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為にて、後期高齢者健診、人間ドック分業務委託に関して、

平成31年度に限度額34万円を計上いたしております。

次に、歳入をご説明いたします。5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。

歳入合計は、1億6,196万6,000円、前年度1億5,907万円で、前年比289万6,000円の増額です。

歳入の主なものといたしましては、5款、後期高齢者医療保険料1億531万5,000円、前年比94万5,000円の増額です。

20款、繰入金5,232万9,000円、前年比124万9,000円の増額です。

次に、歳出をご説明いたします。

6ページの歳入歳出当初予算事項別明細書、総括、歳出をご覧ください。

歳出合計は、1億6,196万6,000円、前年度1億5,907万円で、前年比289万6,000円の増額です。

主な歳出といたしましては、5款、総務費151万5,000円、前年比136万円の増額です。

10款、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,647万1,000円、前年比117万5,000円の増額です。

14ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

これで議案第27号、平成30年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第28号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計予算について、ご説明させていただきます。

平成30年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,873万1,000円とする予算でございます。

前年度と比較すると、2,667万9,000円増で、5.8%の増額予算となっております。

それでは、歳出のほうから主なものについて、説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

5目、総務管理費の2節、給料から4節共済費までは、職員給与関係で下水道職

員5名分の2,958万2,000円を計上しております。

8節、報償費は、平成29年度建設し、供用を開始する57件分の受益者負担金一括納付報償金として、205万2,000円を計上しております。

12ページ、13節、委託料では、氷川町下水道ストックマネジメント計画基礎調査業務委託で、平成27年度に下水道法の改正がされ、すべての下水道施設を対象に適切な頻度での点検が義務づけられました。管路施設が比較的長い本町の管路を調査し、国土交通省の計画に位置づけされた点検につきましては、補助の対象で実施できるため、業務委託費で1,500万円を計上しています。

13ページをご覧ください。

10目、公共下水道維持費の主なものとしましては、11節、需用費でマンホールポンプ場電気代、建築物修繕料、管路修繕料で1,145万5,000円、13節、委託料でマンホールポンプ場管理委託料537万3,000円、汚泥処分業務委託料675万2,000円、14ページになりますが、指定管理者による宮原浄化センターの管理委託料が4,190万円、継続事業としまして、供用開始37年を迎える宮原処理区の管路の老朽化が進んでおり、今後の維持管理が重要課題となっているため、計画的かつ効率的な維持管理に活用する基礎データを得るため、下水道マンホールの目視調査に200万9,000円を計上しております。

委託料の合計は、5,646万6,000円、19節で負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金としまして、5,550万7,000円を計上しております。

次に、15ページ、15目、公共下水道建設費は、15節、工事請負費で新築住宅建設に対応するため、管渠築造工事費900万円、19節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金として2,986万円を計上しております。

事業内容としましては、宮原処理区の八代北部流域下水道事業への編入に伴い、ポンプ場の詳細設計、管路施設の建設のための詳細設計が含まれております。

5目、個別排水事業費、11節、需用費から13節、委託料まで宮原処理区の合併浄化槽28基分の管理費といたしまして、260万4,000円を計上しております。

次の16ページをご覧ください。5目、負担金、23節、償還金利子及び割引料の長期債元金1億9,875万円及び10目、利子、23節、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時借入金利子の6,546万5,000円を計上いたしております。

次の17ページから23ページまでは、下水道職員の給与に関する調書でありますので、説明を省かせていただきます。

25ページをご覧ください。

地方債に関する調書につきまして、当該年度末における現在高見込額は、32億5,470万5,000円でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を行いますので、7ページを開けていただきます。

歳入の主なものとしましては、5目、5節、分担金につきましては、受益者負担金といたしまして、910万8,000円を計上しております。

5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料につきまして、1億2,763万円を計上いたしております。

次の8ページをご覧ください。

5目、5節、下水道補助金につきましては、750万円を計上いたしております。これは歳出でご説明いたしました氷川町下水道ストックマネジメント計画基礎調査業務委託料に対する補助金700万円と、水洗改造助成金に対する補助金50万円が含まれております。

9ページの5目、5節、一般会計繰入金は3億857万7,000円を計上いたしております。

5目、5節の繰越金は500万円を計上しております。

次の10ページですが、5目、5節、下水道債では3,060万円を計上いたしております。

以上で、議案第28号、平成30年度氷川町下水道事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第29号、第2次氷川町総合振興計画の策定について、ご説明いたします。

第2次氷川町総合振興計画を別紙のとおり策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、基本構想及び基本計画を策定するにあたっては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第2次氷川町総合振興計画は、平成30年度から向こう10年間のまちづくりの指針であり、まちの将来像を「小さなまちで大きな幸せを感じる田園都市・氷川」と掲げ、住民の皆様が安心して暮らすことができ、幸せを実感できる氷川町を目指すものです。

将来像の実現に向けた基本的な施策を産業・福祉・教育・環境・地域の五つの分

野ごとに施策の大綱として示すとともに、重点的に取り組む施策を定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、昨年12月6日の全員協議会で説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

なお、全員協議会での説明後、一部字句の修正や写真の追加などを行っておりますことを申し添えます。

以上で、議案第29号、第2次氷川町総合振興計画の策定について説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） 議案第30号を説明する前に、議案の訂正をお願いしたいと思います。議案書の下から10行目の第12条第3項第1号中「共通経費割り30%」とございます。この「共通経費割り」の送り仮名である「り」は不要でございますので、削除をお願いしたいと思います。失礼しました。

それでは、議案30号を説明いたします。

八代生活環境事務組合理約を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、八代生活環境事務組合理約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、構成市町の議会の同文議決を得る必要があるためでございます。

主な改正内容は二つございます。一つ目が、八代生活環境事務組合の構成市の八代市が平成30年7月1日に当該組合の共同処理事務のうち、じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務の対象区域である八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町を含む、八代市全域のごみ処理を行うための一般廃棄物処理施設の供用を開始することから、共同処理する事務から、八代市のごみ処理に関する事務を除外し、同様に経費の支弁方法を変更するためでございます。

2点目が、会計管理者の設置について、地方自治法の規定により現行の規約では会計管理者が任命できない場合が生じるため変更するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の5分の1ページをお願いします。

第3条第2号につきましては、八代生活環境事務組合において共同処理する事務の中で同組合を構成する八代市が、平成30年7月1日に八代市全域のごみ処理を行う一般廃棄物処理施設の運転を開始することから、じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務のところ、「あつては」の次に、「管理運営に関する事務のうち、ごみ処理に関する事務を除く事務であつて」を加え、同組合の共同処理する事務の一部を改めるものでございます。

次に、5分の2ページをお願いします。

第9条第2項につきましては、現行の規約では会計管理者の設置について、地方自治法の規定により会計管理者を任命できない場合があることから、「管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる」を「管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とするものです。

次に、5分の3ページをお願いいたします。

経費の支弁方法のところ、第12条第3項第1号につきましては、八代生活環境事務組合において、共同処理する事務の中で、じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務に関する負担金であります。第12条第3項第1号中「共通経費割30%（八代市6分の4、氷川町6分の2）」を削り、「国勢調査人口割20%を国勢調査人口割50%」に改めるものでございます。

最後に、5分の5ページ目をお願いします。

附則1のところ、施行期日を平成30年7月1日から施行するとするものです。

同じく、附則の2、経過措置のところ、平成30年度におけるじん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務に関する負担金については、平成30年4月1日から、この規約の施行の日の前日までの日数と施行日から平成31年3月31日までの日数の割合で按分して算出するとするものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 議案第31号をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、氷川町及び八代市中学校組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしまして、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によって、議会の議決を経る必要があるためでございます。

1ページ開けていただきまして、改正規約をご説明いたします。

なお、議案の修正でたびたび申し訳ございませんが、本規約の題名で、文字の滑落がありましたので、お詫びし、挿入をお願いいたします。題名の部分の最後のほうになります。「規約の全部を変更する規約」でございますが、「する」の「る」の字が漏れております。申し訳ございません。「る」の字の挿入をお願いいたします。

それでは、全部変更規約の内容をご説明いたします。

本規約につきましては、今回全部変更の方式をとっております。

その大きな理由といたしまして、会計管理者の選任方法で管理者の所在する市・町の会計管理者を充てるという充て職規定を設けておりますけれども、地方自治法

では、会計管理者は、長、副市町村長、監査委員と親子、夫婦、兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない。そのような関係が生じたときは、会計管理者の職を失うと規定されております。会計管理者は補助職員である職員のうちから町が命ずるということも規定されております。

八代広域行政事務組合におきまして、会計管理者と兄弟関係にある監査委員さんが選任されたことから、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、中学校組合の3組合、そろって充て職から補助職員の中から任命するように歩調を合わせて改正するようにしたものでございます。

あわせて、中学校組合におきましては、管理者の事務を執行する補助職員の規定がなく、また、組合議会の正副議長の選挙及び任期規定もございませんので、その他の字句整理とあわせて、全部変更を行いますために、今回組合を構成いたします氷川町及び八代市の議会の同文議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第32号、氷川町道路線認定について、ご説明いたします。

道路法第8条第1項の規定により、別添調書のとおり町道の路線を認定することとする。

提案理由といたしまして、氷川町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める必要があるためでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

認定路線調書を付けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

整理番号1の川上氷川堤防線でございます。基点側は、氷川町立神字園迫、こいこい橋から川上地区公民館に行く路線が、町道川上立神線でありますが、そこに基点側を接続し、終点側は氷川町立神字上迫になりまして、九州自動車道の側道があります町道の路線まで町道高田線とありますが、そこに終点部がとりつく路線となります。

当路線は、二級河川氷川の河川管理堤防道路であります。川上地区、立神地区の住民生活並びに農業生産活動に多数利用されております。町道として認定を行い、町が管理することにより、地域住民の生活環境の向上を図りたいと思っております。

次に、3ページ目に路線の位置図を載せておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第32号についての説明を終わります。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第35号、氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（建築工事）請負契約の変更について、ご説明いたします。

平成29年第4回氷川町議会定例会において議決された氷川町役場庁舎危機管理室等増築工事（建築工事）請負契約について、契約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、契約金額の変更です。変更前6,885万円を6,941万6,534円に変更し、56万6,534円増額するものです。

変更の主な内容は、町長室の絨毯及びカーテン取り替え工事を追加するものでございます。

提案理由といたしましては、工事内容の変更のため契約金額を変更することについては、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので、提案するものでございます。

以上で、議案第35号について、説明を終わります。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号につきまして、ご説明申し上げます。

氷川町農業委員会委員の任命についてでございます。

次の者を氷川町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、生年月日、住所の順でそれぞれ読み上げさせていただきたいと思っております。

赤星睦生、昭和31年1月16日生まれ、氷川町中島315番地。

井副陽子、昭和42年11月27日生まれ、氷川町高塚1865番地。

井戸浩徳、昭和35年4月18日生まれ、氷川町鹿島188番地。

入江清満、昭和25年2月20日生まれ、氷川町鹿野6番地。

木下博之、昭和30年9月30日生まれ、氷川町野津4402番地。

久保田時雄、昭和36年7月27日生まれ、氷川町大野780番地3。

坂口誠一、昭和25年12月16日生まれ、氷川町若洲80番地。

猿渡猛、昭和26年5月13日生まれ、氷川町大野109番地。

永田裕二、昭和37年4月1日生まれ、氷川町網道292番地1。

那須逸郎、昭和29年3月13日生まれ、氷川町鹿野231番地2。

西村邦治、昭和41年11月3日生まれ、氷川町野津840番地2。

橋本隆也、昭和28年1月19日生まれ、氷川町立神3301番地。

本田智恵子、昭和31年3月6日生まれ、氷川町立神1971番地。

森田寿也、昭和32年1月8日生まれ、氷川町宮原123番地でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ここで2時10分まで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第2号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について、質疑ありませんか。

片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 今度のこども医療助成になると思うんですけども、大体どのくらいの金額を予想されているか、かかるのかなど。

それと、国民健康保険税も上がるみたいですけども、大体国民健康保険税の収入がどのくらいあって、これはこども助成に関して、何百万程度支払いが予想されるか教えてください。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） すみません、今資料を出します。お待たせいたしました。

提案いたしております児童医療費、議決いただければこども医療費ということで、対象年齢を18歳に広げるということで、今現在で試算しております対象者、高校1年生から3年生まで約300人程度を見込んでおりまして、町の財政的には制度実施には、700万円程度を想定いたしております。

○議長（上田健一君） 国保税の議案があるそうですので、そこをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） この18歳の引き上げなんですが、制度がスタートするのは来春からみたいなんですが、準備を進めてるというような1年間の猶予が必要だったということですね。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 西尾議員がおっしゃるとおり、1年間の猶予、これにはまずシステムの改修、それと関係機関への周知、それとそれにかかります受給者証等のもろもろの準備がございます。やはり条例を制定させていただいたうえで、円滑に事務を進めるには、やはり1年程度の時間をいただければということで、来年31年度の4月1日からの施行といたしているところです。

○議長（上田健一君） ほかに質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今のこども医療費の提案についてですが、町長が早くやりたいというふうに言われて、31年度であるけれども、これで確定したから本当よかったなというふうに思っています。

高校生までの医療費無料というのは、県内でもかなり増えてきたんですね。そういったなかで、私は今回準備をしますということで、1年間の猶予というふうに言われたと思いますが、今後、町長はいろんな会合でこういったのを準備しているというのは、そういったPRも含めてされる予定なのか。新しく4月1日になるまで待ってからされるのか、というのは、若い人たちが、氷川はそういうのがあるんだったらいいなという声があって、現に私のところにも土地を探してほしいというのがきていますよね。そこは考えておられるのかどうか。単なる予算、条例だけ通してくださいということなのか、町長の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） こども医療費の無料化の拡大につきましては、私の3期目のマニフェストの約束でございますので、私としてしましては、一日も早くやりたいという気持ちでございました。

ただ、先ほど担当課長が言いましたとおり、それぞれの諸手続きがございますし、必要な事務の処理も必要ということで、やはり1年間はかかるということでございまして、来春の施行としたところでございますが、このことは、あえて申し上げたほうがいいのか、今日、先ほど施政方針のなかで申し上げましたので、民生児童委員の皆様方はお聞きになって帰られたところでございますし、皆様方も当然、この

条例を提案しましたので、来年の4月から施行ということは、もうここでオープンにしたわけでございまして、機会があるごとに、そういった考えを持っている、そういった予定でいるということは、明言してまいりたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

担当の委員会じゃないので、少し込み入っているかと思いますが、介護保険料が今度、率として約30%近く引き上げられるわけですが、この引き上げをしなければならぬ一番の理由というのは何でしょうか。

それから、所得段階、第1段階から第9段階までであると思うんですが、第1段階の人の場合は若干軽減されるわけですけれども、この人の所得というのは合計所得80万円、年金1万5,000円以上の方は、これで引かれるということになってくると思うんですが、このことは間違いないのかどうか。

それから、今言いました年金月額1万5,000円の人以上からは、保険料を取るというのも、そのとおりなのか、2点ちょっとお聞かせください。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） まず1点目の保険料の引き上げの一番の原因ということですが、こちらの保険料の決定にあたりましては、条例でもご説明いたしましたとおり、介護保険事業の計画を策定する必要がございます。その中で、3年間の保険給付費、サービス料等を見込む必要がございます。現時点で、氷川町で算出いたしました給付費は、年約8,000万円から1億円の伸びを見ているところでございます。そういう伸びを換算いたしまして、現在の保険料、基準額でいいますと、月額5,500円になるわけですが、最終的に言いますと、現在の提供しているサービスは、提供できない状況が想定されました。

よって、やはり今現在、提供しているサービスを落として保険料を維持するのか。ただ、そういうところで大変悩んだところですが、現行のサービスを維持していくのが得策だろうということで、保険料を最低限で維持するためには、7,000円程度が、これは3年間固定になりますので、3年間でそういう給付費を見込んだ場合、必要な金額が月額基準額で7,000円というところを算定したところです。

また、この保険料につきましては、氷川町は在宅介護の方々に対しまして、おむつの支給をやっております。これは本来、地域で進めております在宅にかえて、自分が住み慣れた環境に戻ろう、自分のより良い生活に戻ってもらおうというところの在宅医療にもつながっている部分の先駆的な取り組みをやっていっている事業と考えております。

よって、そういう部分で1人当たり300円程度が保険料に含まれているところですが、氷川町にあっては必要な基準額、月に7,000円というところで算定させていただきました。

それと所得段階、1から9段階ございますが、月額1万5,000円未満の方につきましては、普通徴収で納めていただくという形になります。なお、月額1万5,000円以上になるということであれば、特別徴収で納めていただくということになります。

以上で答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 先日、八代市の引き上げが載っていました。うちも上がるんだなというふうに思っていました。福岡では、月額8,000円になるところも、新聞で報道されていたわけですが、3年間はこれで拘束されるわけですよね。

今言われた今までやっているサービスが提供できなくなったら困るというふうに言われました。当然そこしっかり見ていただきたいと思うんですが、介護そのものが、今、国がサービスを受けにくくするような仕組みにずっときています。そういった点では、町独自で考えておられるおむつは評判がいいわけですから、そういったのはきちっとこれで続けていけるということで判断をしていいということですね。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 先ほど申しましたとおり、今回基準額の改定7,000円につきましては、従来のサービスを維持するというところで、もちろんおむつのサービスのほうも含んでいるところでございます。

○議長（上田健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 氷川町国民健康保険税条例の一部改正であります。

保険税の計算方法が一つ変わりますね。先ほど説明があったように、資産割がなくなるわけですが、この理由は为什么呢。

それから、当然保険税を計算するうえで応能割と応益割、この比率があるわけですが、現在と今後どうなるのかをお聞かせください。

まず、その2点をお聞かせください。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 算定方式で吉川議員がおっしゃいましたとおり、変わってまいります。現在、氷川町におきましては、表現的には（4 4 2）方式といいまして、医療分、後期高齢者分、それと介護分。医療分につきましては、所得割、資産割、それと均等割、平等割、この四つの方式で税金を算定していると。後期高齢者医療分についても同様の計算式でやっております。

介護の分につきましても、所得割、資産割、均等割、平等割というところで計算をしているところです。

今回、氷川町の条例で提案させていただきましたのは、この課税方式を（3 3 2）方式といいまして、医療分につきましては、資産割がなくなりまして、所得割、均等割、平等割、後期高齢者支援金分につきましては、こちらも所得割がありまして、資産割がなくなり、均等割、平等割がある。

介護納付金分につきましては、ここで所得割と均等割のみになる状況になります。資産割と平等割がなくなるという課税の方式をとったわけでございます。

これは、県全体で統一した方針を出しております熊本県の国民健康保険運営方針の中に算定方式を（3 3 2）方式に統一するという方向性が出されましたので、それに基づいて氷川町も（4 4 2）方式から（3 3 2）方式に変更するものでございます。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 僕が聞きたかったのは、何を聞きたかったかということ、いわゆる支払う能力、いわゆる応能、受けるから応益割という二つの方式があるわけですね。そうすると、この資産割というのは、ある意味では資産だから、お金を持っている人というふうに私考えたわけですが、その分を減らして均等割が増えるんですよ、みんなにかかってくる分が。だから、そういう点で、これをやったらたぶん課税が強化される、結果として保険料が上がることにつながるんじゃないかなということ、応能・応益の割合は5対5というお話もありますので、そこはどうなるのか、計算されていれば、されてなければ結構です。結果として、今課長が言われたように、県単位にやった国保体制をかえていくなかで一元化をするということになると、これまで氷川町みたいに一生懸命努力したところが、本当に報われるのかなと私は心配するわけですよ。

町長がよく言われる法定外繰入をやって、そして、保険料を少しでも上がらないようにしようという努力をされてきたのが、本当は私は大事だと思うんですが、それがなくなるんじゃないかなというふうに思ったので、それを聞きました。

明日、質問でまた聞きますので、いいのです。

○議長（上田健一君） よろしいですね。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（上田健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 議案第24号、平成30年度氷川町一般会計予算であります。

総括的にいくつか聞き、あとは委員会に付託されますので、委員会で詳細を聞きたいと思います。

町長の所信表明のいちばん最後に、「熊本地震からの再建復興を第一にやりたい」というふうに言われました。私は、当然だと思いますし、大いにここに力を入れるべきだというふうに思っています。

それで、この点は町長にお伺いしたいんですが、復興予算で一番力を入れたというのは、どの点でしょうか。

予算を詳細にチェックすることができませんでした。今日の町長の話聞いてから考えたいというふうに思っていましたので、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、地震や豪雨災害が今後も予想されるわけですが、これからの対策として人的な被害をなくすことはもちろんですが、それ以外のいわゆる災害を少なくする減災対策というのは、どういったのを考えておられるのか。

それから、農業立町と本町は言われています。しかし、農業予算を見ると大きな金額は付いてはいるわけですが、しかし、この予算のわりに県の統計資料等を見ても、農家の所得がなかなか増えてないような気がします。そういう点では、やはり農業立町、農家の所得が大いに増えるような施策が必要だとも思ひますが、その点どうなんでしょうか。

○議長（上田健一君） 吉川議員、要点をまとめて。

○6番（吉川義雄君） わかっておられると思うんですが、今の3点お聞かせください。

○9番（米村 洋君） 議長、ちょっといいですか。

○議長（上田健一君） はい。

○9番（米村 洋君） 今の吉川議員の質疑に対しては、質問ということの見解をとっております。予算の中の質疑ということが質疑の内容でありますから、町長の答弁は要らないと思ひます。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今、米村議員からも質問なのか質疑なのかという話もございましたが、予算にかかわる部分で、どういった反映をさせたのかという広い意味で少しお答えをさせていただきたいと思っております。

震災の復旧・復興につきましては、ご承知のとおり、まずは農業予算といたしましては、昨年の積み残しの部分がございます。その分は、きちんと復旧を進めていくということでございます。

それから、それぞれの被災者の皆様方につきましては、今避難生活を続けていらっしゃる方が61世帯あるわけでございますが、順次、これからはその再建を図っていかれるものというふうに思っております。その分につきましては、できるかぎりの応援をしますし、それはお金にかかわるところじゃございませんが、そのうえで、どうしても再建ができかねるという方も出てこられるかもしれません。そういった方々につきましては、先ほど言いましたとおり、今あります災害復旧住宅、いわゆる今現在も木造で建設をしておりますので、その期限が過ぎました後の使い道につきましては、町に委ねてございますので、そういったところを活用して、その支援を行っていききたいという思ひでございます。

農業予算につきましては、なかなか所得が上がってないがということでございますが、一時期は一番低くなったときには50億まで下がりましたよ、総生産額が、今は60数億まで持ち直してまいりました。これからまた70億、80億と、やはり目標を決めて増やしてきかなきゃなりません。その一番の担い手というのは、やはり今後は、今あいております農地が水稻1作なんです、ほとんどの土地が。それをやはり2作、3作できるような、いわゆる組織をつくっていかなくちゃなりません。なかなか単体ではできないということで、私どもの町では農業の生産法人化を今進めているところであります、そういったところに力を入れて、そういった生産法人をもとに、その土地の活用が進められていけば、たぶん所得の向上につながっていくものというふうに思っております、これからも粘り強く進めていきたいと思っております。

○議長（上田健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） これで質疑を終わります。

議案第25号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時43分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑が終わりましたので、これから議案第35号を先議いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田健一君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第34号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第34号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時44分